

若年性認知症 相談ガイドブック

仕事は
どうなるの？

これから
どうなって
いくの？

どこに相談したら
いいの？

利用できる
サービスは
あるの？

これからの生活のために相談してみませんか？

- | | |
|-----------------------------|---|
| ① 診断を受けたらどうしたらいいの | 2 |
| ② 今の職場で仕事を続けたい | 2 |
| ③ 退職したけど、また働きたい | 2 |
| ④ 経済的な手立てを考える | 3 |
| ⑤ 日々の金銭管理などに困ったら | 4 |
| ⑥ 財産の管理に不安を感じたら | 4 |
| ⑦ 生活の工夫を知りたい | 5 |
| ⑧ 当事者や家族同士で交流したい | 5 |
| ⑨ 福祉サービスを利用したい | 6 |
| ⑩ (家族の方へ) 介護と仕事を両立したい | 7 |
| ⑪ 認知症介護の情報 | 7 |
| ⑫ 障害・介護の情報を知りたい | 7 |
| ⑬ 市町・県などの各種相談窓口 | 8 |

01

診断を受けたらどうしたらいいの

早めに医療機関や窓口につながることによって、症状が改善する場合や、進行を遅らせることが可能な場合があります。また、早期診断により諸制度を早く活用することができ、症状が軽い段階から今後の生活の準備をすることができます。

働き盛りで、家庭や仕事で重要な役割を担っているの、ご本人・家族も含めた生活への影響が大きいと考えられます。診断されても、あなたがあなたであることに変わりはないのです。ただ、若年性認知症とともに歩むための準備をはじめする必要があります。

- 仕事はどうなるのか、収入は**→本人も家族も仕事を続けるために職場・家族等と相談しましょう。
- 日常生活はどうなるのか、家族は**→家事などの分担や本人を支えるために生活を工夫しましょう。
- 他のひとはどうしているのか**→当事者の集まる場に出かけ、情報を集めましょう。

02

今の職場で仕事を続けたい

現在の職場で働き続けるための様々な支援があります。

- 上司や人事担当者、産業医等と話し合い、職場の理解が得られるようにしましょう。
- 仕事の内容にもよりますが、配置転換をしてもらい、仕事を続けるという方法もあります。
- 治療就労両立支援コーディネーター**に支援を依頼することもできます。
- ご本人にあった働き方が続けられるよう、**兵庫障害者職業センター**の支援を受ける方法もあります。
- 精神障害者保健福祉手帳を申請して障害者雇用枠に切り替える方法もあります。**初診日から6か月以上経過している**と申請できます。



労働者健康安全機構
治療就労両立支援センター



兵庫障害者職業センター

※障害者の雇用の促進等に関する法律において、募集・採用、賃金、配置など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由に排除することや、障害者に対してのみ不利な条件を設けることは、障害者であることを理由とする差別に該当し、禁止されています。

※事業主等は、障害を理由とする差別が行われないよう職場環境を整え、合理的な配慮をする義務があります。



障害者差別解消相談センター

03

退職したけど、また働きたい

- 就職を希望する障害者の方の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援
→**各地域の障害者就業・生活支援センター**に相談
- 障害者の方の職業指導・職業紹介等→**ハローワーク**に相談
- 障害福祉サービスを利用した就労支援
就労移行支援、就労継続支援→**市町障害福祉担当課**に相談

収入が途切れることがないように、社会資源を活用し、窓口担当者に相談しましょう。

■ 傷病手当金の受給 → **職場の労務担当等に相談**

全国健康保険協会(協会けんぽ)又は健康保険組合に加入している本人が病気やケガで仕事を休み、給料がもらえない時に、その間の生活保障をするための「現金給付制度」です。

診断を受けた日に加入していた年金制度により受給内容が異なります。

■ 障害年金の受給 → **年金事務所に相談**

病気やケガで、障害の状態になってしまったときに受け取ることができます。

※初診日から**1年6か月**を経過した時点で申請することができます。

※初診日とは、障害の原因になった傷病について**初めて医師の診断を受けた日**になります。

■ 雇用保険失業給付 → **ハローワークで手続き**

会社を退職したあと、失業給付を受けるには、ハローワークに「求職の申込」を行い、受給資格の決定を受けた後「失業認定」を受ける必要があります。



兵庫労働局 雇用
保険(求職者給付)
の受給手続き
について

若年性認知症の方が使える社会保険ガイドブック

傷病手当金・障害年金・失業給付要件、支給申請、請求方法、記入例を詳しく掲載



安心



若年性認知症の方
が使える
社会保険ガイ
ドブック



■ 医療費の減免：自立支援医療(精神通院医療)、重度障害者医療費助成

→ **市町障害福祉担当課に相談**

■ 子どもの就学資金 → **在学中の学校、市町教育委員会に相談**

親が障害者手帳の取得者である場合、奨学金を受け取れる場合があります。

■ 住宅ローン → **ローン契約をした金融機関の担当者へ債務弁済手続きが取れないか確認。**

■ 生命保険の支払い → **契約した保険会社に相談**

高度障害に認定されれば、保険金が支払われるケースがあります。



■日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

→市町社会福祉協議会に相談

認知症や障害者等のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるように、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行います。

支援内容

- ①福祉サービスの利用支援
- ②日常的な金銭管理
- ③通帳・印鑑・公的書類等の保管

※財産管理などの代理をする「成年後見制度」は、下記を参照

■成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方に代わって、成年後見人等が財産の管理や契約、サービスの手配を行い、本人の生活を支援する制度です。

そのうち、「任意後見制度」は、判断能力が十分なうちに、将来の財産管理や契約等の支援をする後見人を決める制度です。

お住まいの市町の高齢者・障害福祉担当課や地域包括支援センター、成年後見支援センター等にご相談ください。

種別	対象	区分	本人の判断能力	援助者	手続き
法定 後見制度	既に判断能力が不十分であり、支援が必要な場合	後見	全くない	成年後見人	各家庭 裁判所
		保佐	著しく不十分	保佐人	
		補助	不十分	補助人	
任意 後見制度	認知症や老化、病気等で判断能力が低下したときのために備えたい場合	任意 後見	十分	任意後見人	各公証 役場



生活の工夫を知りたい

若年性認知症とともに歩み、穏やかに健康的に過ごすための工夫をします。

→当事者や家族が交流できる場に参加することで、色々な生活や介護の工夫を聞いたり、情報交換をすることができます。様々な相談窓口があるので一人で悩まず相談をしましょう。

認知機能を維持するために

生活習慣（運動・栄養・休養・社会参加）を整えましょう。

- (例) ・積極的に身体を動かしましょう。 ・食生活に気をつけましょう。
 ・持病のコントロールをしましょう。 ・積極的に外出の機会を作りましょう。
 ・休養を取りましょう。

家事を続けるための工夫

工夫をすることで家事を続ける期間を長くすることができます。

- (例) ・日用品、調味料など買う必要があると思った時に、その都度メモを書きためておく。
 そのメモを持って買い物に行く
 ・料理の工程を詳しく書き出し、見ながら料理をする
 ・生活支援サービスなどを活用しながら、できる部分をする（材料を切るなど）等

様々な生活場面での工夫

- (例) ・周りの人に見せることで、スムーズに助けが得られるように「ヘルプカード」を自らつくり外出する
 ・時計をアナログからデジタルに替える ・メモを取る。スマホを活用する 等



ヘルプカード



ヘルプマーク

外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。

当事者や家族同士で交流したい



当事者や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちを分かり合え、安心できます。若年性認知症に特化していない認知症の当事者及び家族の会、認知症カフェも広がっています。

※兵庫県ホームページに「県内の認知症の当事者及び家族の会、認知症カフェの一覧」を掲載しています。



兵庫県版 若年性認知症とともに歩むみんなのマップ

当事者・家族として場をつくりたい

- 認知症カフェを開設したい
 認知症家族介護者の会をつくりたい
 当事者の会をつくりたい

兵庫県ホームページ「認知症カフェについて」を参考に、各市町にご相談ください。



認知症カフェについて


兵庫県では、認知症の人も安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人本人が、講演会や会議の場で体験や想いを語る本人発信の機会を拡大させることにより、認知症への社会の理解を深めるよう、令和3年度に「ひょうご認知症希望大使」の制度を創設しました。



ひょうご認知症希望大使

■障害福祉サービスの利用→市町障害福祉担当課に相談

障害福祉サービス事業所情報 (WAM NET)
障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所の情報を掲載しています。
事業所を所在地で探すことができます。

WAM NET 障害福祉サービス 



WAM NET 障害福祉サービス

■介護保険サービスの利用→市町介護保険担当課に相談

介護保険要介護認定 40歳以上で「初老期の認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）」と認定された場合、申請

介護サービス情報公表システム

介護事業所検索以外に、地域包括支援センター、生活支援サービス、在宅医療についても検索ができます。

介護サービス情報公表システム 

若年性認知症利用者の受入を調べることができます。

介護事業所の「詳細情報を見る」からは、介護報酬の加算状況を確認することができます。「若年性認知症利用者の受入」の有無が表示されます。

※表示されないサービス種別もあります。



介護サービス情報公表システム

日中過ごす場所が欲しい：「福祉的就労」「居場所」

■障害福祉サービスを活用した働く機会→市町障害福祉担当課に相談

- ・就労移行支援…一般企業等に就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。
- ・就労継続支援 (A 型・B 型)…一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■介護保険サービスを活用した居場所→市町介護保険担当課に相談

- ・通所介護…デイサービスセンターで食事・入浴・機能訓練などが日帰りで受けられます。
- ・認知症対応型通所介護…認知症の人を対象に、上記サービスが受けられます。
- ・小規模多機能型居宅介護…利用者の選択に基づいて、通所介護を中心に利用しながら、必要に応じてショートステイや訪問介護を受けることができます。

■介護マーク (吊り下げ名札)

介護する方が介護中であることを理解してもらうため介護マークの取り組みもすすんでいます。

介護マークを配布している自治体もありますので、**お住まいの市町の介護保険担当課**までお問い合わせください。

介護者が介護のため異性のトイレに入る時など



介護マーク

10 介護と仕事を両立したい

介護と仕事の両立を支援する制度は…

■介護休業制度→事業主に申請

働いている人（労働者）は、企業（事業主）に申し出ることによって、**対象家族*** 1 人につき、通算して **93 日まで 3 回** を上限として分割して取得することができます。

なお、休業期間には土日祝日も含まれます。

*** 配偶者、子・本人及び配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹または孫**

■介護休業給付金→原則、事業主を経由してハローワークに申請

雇用保険の被保険者が、要介護状態にある家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば介護休業給付金が支給されます。

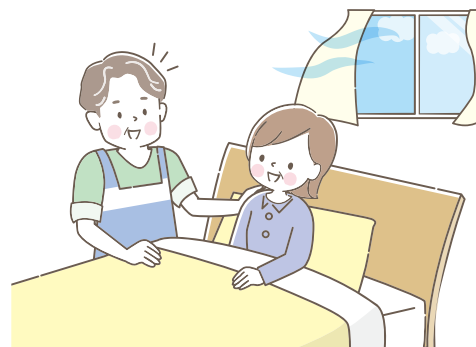
■選択的措置義務→事業主に申請

企業は、介護休業とは別に、**利用開始から 3 年の間で 2 回以上利用可能な所定労働時間の短縮などの措置*** を講じなければなりません。


*** ①所定労働時間を短縮する制度、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ、④労働者が利用する介護サービスの費用の助成、その他これに準じる制度のいずれかの措置**

■介護休暇制度→事業主に申請

労働者が要介護状態にある対象家族の介護や世話をするための休暇です。対象家族が 1 人の場合は年 5 日まで、2 人以上の場合は年 10 日まで取得できます。



11 認知症介護の情報

■認知症介護情報ネットワーク（DCnet） [DCnet](#) 
認知症に関する様々な情報を提供しています。



12 障害・介護の制度を知りたい

制度の解説、各種サービスの概要、サービス利用までの流れなどの情報を提供しています。

（高齢者福祉制度）



（障害者福祉制度）



[WAM NET ハンドブック](#) 



市町の相談窓口

■ 認知症相談センター

身近な地域の認知症（若年性認知症を含む）に関する介護や生活支援などの相談を受ける窓口です。お気軽にご相談ください。

■ 地域包括支援センター

認知症や高齢者虐待、介護など生活に関する窓口です。

兵庫県 認知症相談センター

兵庫県 地域包括支援センター

県の相談窓口

■ ひょうご若年性認知症支援センター

☎078-242-0601

ひょうご若年性認知症支援センター

若年性認知症に関する相談（本人・家族、支援者、企業等）を受け付けています。

■ 認知症相談

☎078-360-8477

認知症・高齢者・家族が抱える認知症・介護・虐待など

認知症の介護経験者である、認知症の人と家族の会兵庫県支部の相談員へ、認知症介護の悩みや心配事について相談することが出来ます。

相談日	相談時間
月～金	9時～12時 13時～16時

相談日	相談時間
月・金	10時～12時 13時～16時

医療機関

兵庫県では、認知症の人やその家族が身近な地域で気軽に認知症の診察が受けられるよう、「**認知症対応医療機関**」として登録されている医療機関を一般公開しています。

「認知症対応医療機関」は、かかりつけ医や認知症疾患医療センター等との連携による診断や治療が可能な医療機関です。認知症かな？と気になる方は、かかりつけ医や身近な「認知症対応医療機関」にまずご相談ください。特殊な検査等が必要な場合は、専門医療機関を紹介します。

兵庫県 認知症対応医療機関

障害者の雇用・就労に関する支援機関

■ **障害者就業・生活支援センター**：就職を希望する障害者の方の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援

■ **ハローワーク**：就職を希望する障害者の方の職業指導・職業紹介等

■ **兵庫障害者職業センター**：☎078-881-6776

障害者雇用の支援・・就職、復職、雇用継続の相談。職場に定着するための支援（支援者が職場に訪問し、職場定着に向けて相談、助言、支援を行う（ジョブコーチ支援））

兵庫障害者職業センター